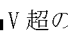
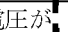
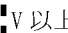



熊取事業所第4次設工認（3回目補正） コメント対応整理表（R3/4/1）

○3月18日コメント

第4次設工認（第3回補正）に係る事実確認事項（個別事項）

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料
8-1	6-9 溝型トレイの詳細について、補足資料で示されていない燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1 部(P510)、燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載（1）(P494) 等搬送機器のトレイ形状が不明。補足資料の形状（V型、R型）と同様か、説明のこと。	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1 部(P510)及び燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載（1）(P494)のトレイ形状は補足資料の形状（R型）と同様の形状である。 他の同様の溝型形状のトレイ又はガイドローラを有する設備と併せて、補正にて拡大図を追加する。	—
8-2	6-11 図ニ-5-1（5）に修正すると回答があるが、p391 表ニ-5-1 の添付図では図ニ-5-1となっている。修正のこと。	6-11のコメント回答は面談資料の図番号を修正するという趣旨である。もともとは1-66のコメントとして、記載している図番を示したものであり、申請書の添付図欄では燃料棒トレイの図ニ-5-1（5）のみを引用しているのではなく、当該設備に係る一連の図面である図ニ-5-1全体を引用している。	—
8-3	6-12 p1077 使用電圧が高いケーブルについては、……難燃性ケーブルを使用する。600 V 超、  V 超のケーブルは全て難燃性か？	使用電圧が  V以上であるケーブルは全て JIS C 3500 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルである。 使用電圧が高いケーブルとして、電気設備に関する技術基準を定める省令第2条に基づき、使用電圧が 600 V を超えるケーブルとし、さらにこれに加えて  V以上 600 V 以下であるケーブルについても対策の対象とすること、後者のケーブルについては連続焼結炉内のケーブルが該当し、連続焼結炉は次回以降（第5次）申請する旨、添付書類2に記載している。	—
8-4	6-14 油火災の防護対策は第4次申請では、該当設備がない。第5次申請では油火災の防護対策設備・機器は出てくるのか？	油火災の防護対策の対象設備は、第4次申請に該当設備がなく、次回以降（第5次）申請する旨、添付書類2に記載している。	—
8-5	6-19 p540、p548 の仕様表では複数ユニットの臨界安全の確認は次回申請すると記載しているのだから、コメント回答でも番号6-18と同様に、その記述をすること。	H-21008-2の6-19の回答/対応を次のとおり修正する。 面間距離は臨界計算に基づき設定している。臨界計算を用いることについては、本申請書P1268の1.2 複数ユニットの臨界安全設計の項にて、許可の基本的設計方針に基づく設計を示した基本方針書として明記しており、許可の基本的設計方針に基づく設計である。なお、複数ユニットに係る設計はすべて第5次申請としている。	—

内は、個人情報、企業機密、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料
8-6	6-30 P915, P935, P937 許可からの変更点において、熱感知（分布型）と発信機をなくした箇所及びその理由を記載し、許可の基本的方針に基づきものであることを説明すること。	熱感知器及び発信機は、消防法及び許可の基本的方針に基づき設置しており、消防法施行規則第二十四条に基づく発信機は、感知器と同列の扱いになる設備であるので、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の中の設備として、補正にて記載する。また、発信機は設置位置を変更しているため、許可からの変更点として補正にて記載する。 なお、許可の添5別チ-9「第2加工棟 火災感知設備配置図」の凡例に「熱感知器（分布型）」の記号が示されるが、配置図中に同記号は記していない。本設工認申請においても「熱感知器（分布型）」は使用せず、許可の基本的方針と相違ない。	—
8-7	6-40 大型搬入口扉について、臨界隔離壁としての機能を持たせるのであれば、仕様表に次回以降申請予定であることを記載すること。	大型搬入口扉には臨界の安全機能を持たせないこととしたため、仕様表に次回以降申請予定である旨は記載しない。 H-21008-2の6-40の回答/対応を次のとおり修正する。 大型搬入口扉は臨界の安全機能を持たせないこととし、当該箇所は開口部として取り扱う。 第5次申請において、複数ユニットの評価が加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づく設計であること、本申請と設計上の不整合が生じていないことを併せて説明する。	—
8-8	6-49 可燃性ガスを取り扱う設備を設置する室内に、可燃性ガスが漏えいした場合にこれが滞留しない構造である設計については、第2加工棟の仕様表にも記載し、技術基準適合性(P1082)を記載し説明すること。第5次設工認で申請する場合、その旨を記載すること。	第2加工棟の可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第1種管理区域の室は気体廃棄設備により換気を行うことにより、可燃性ガスが漏えいした場合においてもこれが滞留しない構造とすることを補正にて、第2加工棟の仕様表に記載する。 また、可燃性ガスを取り扱う設備・機器については、次回以降（第5次）申請する旨、補正にて記載する。（気体廃棄設備については、次回以降申請の旨を記載済み。）	—
8-9	6-58 設計基準事故④の説明で「第1種管理区域の負圧が低下することが考えられるが、第1種管理区域の負圧の低下は通常の範囲内であるため、通常の実環境条件と変わらない。」とはどういう意味か。通常に、設計基準事故時の環境条件（負圧）を具体的に記載したうえで、設計基準事故時の環境条件において安全機能を発揮できる設計であることを説明すること。	設計基準事故④は、気体廃棄設備 No. 1 の停止により第1種管理区域の負圧（19.6 Pa 以上）が低下し、建物の隙間から第1種管理区域の空気が漏れる事象を想定している。負圧が低下した場合の環境条件は、温度、放射線、腐食条件に変わりはなく、圧力が大気圧と同じになる。第1種管理区域の通常時の負圧は大気圧（約 0.1 MPa）に比べて小さく、圧力としては大気圧とほとんど変わらないため、第1種管理区域の負圧を維持しなければ期待される安全機能を発揮できない施設はない。このため、設計基準事故④時に、期待される安全機能を発揮できる。	—
8-10	7-11, 7-12 水平展開欄に記載がない。既設の建具等の部位について申請漏れがないこと、求められる安全機能に記載漏れがないことを確認したのであれば、その旨を記載すること。水平展開している場合には、その個所を記載すること。	H-20008-2の7-11, 7-12にて回答。	—

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料
8-11	7-19、7-22、7-23 溢水防護区画 A1-1 の評価に対応し、当該溢水防護区画内の床レベル、段差（140 mm）がある範囲（位置、構造）を図示すること。既に図示されている場合、コメント対応表の回答欄に当該図面番号とページを記載すること。各階の没水水位、堰高さの基準となる床レベルを明記すること。また、建物の段差がある場合、当該部分の断面図等で、その高さを明記すること。	構造が複雑な溢水防護区画 A1-2 及び A1-3 は、段差等記載している。他の溢水防護区画内に対しても、床レベル、段差、断面図を補正にて図示する。	—
8-12	7-24 臨界隔離壁の開口部の評価が、加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づく設計であることを、第5次申請で記載し説明すること。	臨界隔離壁上の開口部の評価は、加工事業変更許可で示した基本的設計方針に基づくことを、第5次申請で説明する。	—
8-13	P1009(添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能) ピット壁の耐震1次が「○」、耐震2次が「—」となっていますが、ピット壁は基礎梁が担っている部分もあるので、(厳密には)「◎」になるものがあると考えられるが、どのように整理しているのか説明すること。	添2表1-3-1に記載している部位位置番号 P-1～P-12 の区画については、基礎ばり側面に施工している「打ち込み鉄板と鉄筋コンクリートの防水層」を指しており、耐震1次において基礎ばりは健全性を維持することから、その表面に施工している防水層も損傷しないものとして「○」を記載している。一方、部位位置番号 P-13～P-16 については、基礎ばり側面に防水塗装を施しているため、基礎ばり本体に溢水に対する安全機能があるものとして、耐震1次は「◎」に修正するとともに、区画・境界などの安全機能欄及び図ハ-2-1-3-50及び51に前述の識別を補正にて明記する。また、基礎スラブ面についても同様、適切に記載を補正にて改める。	—
8-14	・地下ピットの構造・強度に係る設計において、溢水の流入をどのように想定し、設計しているか説明すること。	溢水防護区域 A1-2 及び A1-3 からの最大 22.7 m ³ の溢水が、地下貯槽ピットに流入することを想定している。 地下貯槽ピットに溢水の流入が生じた場合、地下貯槽ピットを構成する基礎スラブ、基礎ばりに水圧が作用するが、基礎スラブについては支持地盤から上向きに接地圧が作用している状態に対して水圧で下向きに押し返すことになるため、基礎スラブの曲げ応力度は小さくなる。また、基礎ばりについては、はり幅 $\square\square$ mm、はり成 $\square\square$ mm の剛性の高い断面であり、はり下端は基礎スラブで、はり上端は1階床スラブで変形を拘束しており、水圧による曲げによって損傷するものではないことから、地下貯槽ピット部の建築躯体に損傷は生じない旨を基本方針書に追記する。	—
8-15	P112 【臨界防止】第2-2領域の部屋番号7,9,10、第2-7領域の部屋番号23,27において、核燃料物質（ウラン）が混入する可能性と臨界安全上の考慮について、許可申請書5-24に基づき確認した（する）結果を、添付書類に記載し、説明すること。	部屋番号9、23は放射線管理、部屋番号7、10、27は液体、気体廃棄物を取り扱う部屋であり核燃料物質が混入するおそれはないと整理している。申請書P795、添1別表1のNo.2-13の備考欄にて、核燃料物質が混入する可能性がない旨を説明している。	—
8-16	P301 第2加工棟大型搬入扉の止水パッキンについて、火災による損傷防止の観点から難燃性材料であることを、基本方針書に記載し説明すること。	難燃性を有するクロロプレンゴムを使用していることを別表ハ-2-1-9及び図ハ-2-1-4-24に補正にて追記する。	—

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料
8-17	P981 添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 内壁1-4：防火板(1-サ1, 1-サ2)の構造を確認する場合、どの図を確認すればよいか説明してください。他の既設の建具についても、位置、構造、強度をどのように整理したのか、申請書で説明してください。	防火板(1-サ1, 1-サ2)の仕様は図ハ-2-1-4-6(2)の建具表の中に記載している。他の既設建具については、位置を図ハ-2-1-4-1～図ハ-2-1-4-5に、安全機能を有する建具の構造、強度等を図ハ-2-1-4-6～図ハ-2-1-4-8に記載している。	—
8-18	P994 添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 内壁M2-57：臨界隔離壁となっていない。P112 図ハ-2-1-1-1(1)の臨界安全上の領域を示した図面、P114の臨界隔離壁平面図(中2階)と一致していない。臨界隔離壁の考え方を説明すること。	内壁M2-57は、1階の内壁1-25と同じ部位が臨界隔離壁であるため、1階と同様に細分化(内壁2-57①、内壁2-57②、内壁2-57③)した上で記載を補正にて修正する。	—
8-19	P1009 添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 4階の屋根、R階の屋根は、それぞれ3階の屋根、4階の屋根のことか。許可及び設工認の図面との整合性を確認すること。	添2表1-3-1において、部位・位置を明確にするため、3階の屋根(第2排風機室の床を除く)は4FL屋根スラブ、4階(第2排風機室)の屋根はRFL屋根スラブに補正にて記載を修正する。	—
8-20	P99【内部火災他】 図ハ-I-8 外壁4-4と扉4-2については、外壁と内壁が存在するのであれば、P980 添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能(12/43)も、外壁と内壁を区別して記載し、それぞれの壁に求められる安全機能について技術基準の適合性を説明すること。	外壁4-4は外壁である。図ハ-I-8において外壁4-4の位置がわかりづらいため、補正申請で修正する。	—
8-21	P162【工事概要】 図ハ-2-1-1-37～工事概要図 外壁4-4と扉4-2については、外壁と内壁が存在するのであれば、外壁と内壁を区別して記載すること。	8-20と同じ。	—
8-22	P275～P279【内部火災】 図ハ-2-1-4-1～図ハ-2-1-4-4 第2加工棟 建具配置図：赤線の防火区画は、原子炉等規制法に基づく認可申請であり、加工事業変更許可を踏まえ、「火災区域」又は「火災区画」を漏れなく記載すること。P325 図ハ-2-1-5-8 火災区域及び火災区画との整合性も確認すること。	許可では建築基準法の防火区画を火災区域に設定しているため、図ハ-2-1-4-1～図ハ-2-1-4-4にて防火区画を明示することを主としていたが、補正にて火災区域境界、火災区画境界を明示し、他の図面との整合性も確認する。	—
8-23	P276【内部火災】 中2階のc通9～11通間は、P325の図では、火災区域境界となっているので、耐火時間が技術基準に適合するよう設計されていることを確認すること。	当該壁(内壁M2-41)は火災区域(火災区画)2P-1の境界として、当該区域(区画)の等価時間以上の耐火性能(1時間以上)を有することを確認している。添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能(P993)では、当該壁が火災区画境界である旨の記載が漏れていたため、補正申請にて、修正する。	—

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料
8-24	P979, P980 添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能【竜巻】外壁(4-1)と外壁(4-8)の竜巻飛来物に対する防護設計について、F1竜巻及び/又はF3竜巻の対象範囲について、竜巻防護設計と相違していないか確認すること。	F1竜巻飛来物は当該高さまで届かず、外壁4-1には飛来物による貫通は生じないことから「◎」とし、その内側にある躯体である外壁4-8も貫通がなく、風荷重によっても損傷がないため「◎」としている。 F3竜巻飛来物(F3プレハブ小屋)は当該高さまで到達する可能性があり、外壁4-1厚みは貫通限界厚さ以下のため「-」とし、その内側にある外壁4-8の厚さは、外壁4-1と合わせると貫通限界厚さ以上となるため、F3プレハブ小屋による貫通はなく、風荷重によっても損傷がないため「◎」としている。	—
8-25	●工事の計画 P344 13行目 「また、変更に係る設備機器の試験及び検査の項目を第ハ-3表に、検査の方法を第ハ-4表に示す。」と記載しているが、第ハ-3表は既設部分の検査を、と第ハ-4表はQMSに係る検査であり、本文の説明と整合していない。	「また、変更に係る設備機器の試験及び検査の項目を第ハ-3表に、検査の方法を第ハ-4表に示す。」は、不要な記載であり、補正にて削除する。	—
8-26	●保安品質保証計画書(QAP) ・制度改正に係る保安規定変更認可を反映した版(Rev. 30)をベースにしている。QAPの下位文書(要領、手順書等)についても、制度改正に対応したものとなっているか。(確認)	制度改正に係る保安規定変更認可(令和3年1月29日付け)の内容を反映させたQAPの下位文書(要領、手順書等)を令和3年2月26日付けで適用開始しており、本設工認申請書に基づく工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動は制度改正に対応できるものとなっている。	—

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料
8-27	<p>●第1加工棟について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P1260の追表をつける意図について説明すること。 ・P1130を確認すると、第1加工棟は第4次での申請はないという整理だが、P1260の注1で「本申請で追記される部分に下線を付す」と記載している。事業者として、今回の申請で第1加工棟を申請しているという整理なのか否か説明すること。 ・第3次からの変更箇所は、下線を引いたところだけという整理でよいか。(確認) 	<p>本申請書の添付書類2には、既認可(第1次申請～第3次申請)における次回以降申請で確認する範囲表(次回表)に記載した仕様の適合状況を把握し、既認可の内容と本申請(第4次申請)及び第5次申請の内容との間に不整合が生じていないことを管理するための表(刈取表)を添付している。この刈取表には、さらに参考資料として、適合状況を確認した結果が仕様表に反映された場合の状態を示すために、追表を添付している。</p> <p>上記の意図のもと、刈取表及び追表を添付している既認可の第1加工棟について、本申請では、第1加工棟(建物の付属設備を含む)と位置、構造、強度、機能、性能を取り合う施設はないことから、第1加工棟の追表は本申請で認可を受けようとするものには該当しないと整理している。</p> <p>既認可から本申請の段階で追記される部分には追表において下線を引いている。第1加工棟の追表については、既認可での仕様表を追表とすることに伴う表名称の適正化のみ下線を引いており、取り合いの設計に係る部分はない。第1加工棟以外の既認可の施設についても同様に刈取表及び追表を漏れなく添付しているが、当該施設の次回表には当該施設側で設計を担う仕様はなく、本申請で認可を受けようとする第2加工棟(建物の付属設備を含む)側の設計とする仕様に係るものだけであり、当該施設の設計に影響を及ぼすものではない。</p> <p>以上のことから、追表の内容が本申請の段階では認可を受けようとする範囲ではなく添付書類として示す必要はないため、補正にて本申請書の添付書類2から追表を削除することとする。</p> <p>ただし、既認可の次回表に記載した仕様の適合状況の管理は、各申請の段階において示す必要があると考えるため、刈取表は添付書類2に残すこととする。</p> <p>上記の補正を行う際には、記載する内容が本申請の範囲であるか否か不明確な表現により誤解を招く箇所を併せて見直すこととする。また、刈取表及び追表の記載に対しては、既認可の内容との間に不整合が生じないようにするために、記載の適正化は加えないこととする。</p>	—
8-28	<p>P953 添2表1-1 青色で着色した部分について、凡例に記載し説明すること。</p> <p>新規制基準において技術基準規則の変更又は追加があった条項を示しているのであれば、次の条文についても変更となっているので、申請漏れがないか再確認すること。</p> <p>第6条第1項(耐震割り増し係数の変更) 第11条第3項(火災区域等) 設工認申請書の対象となる加工施設及び仕様表に記載する安全機能については、「試験研究用等原子炉施設及び核燃料施設に係る設計及び工事の計画の認可の審査並びに使用前確認等の進め方について(令和2年9月30日 原子力規制委員会 資料3)」を参考にすること。</p>	<p>添2表1-1について、新規制基準において技術基準規則の変更又は追加があった条項を太枠線で囲み、青で着色する整理としているが、青色で着色した部分の説明を、補正にて凡例に記載する。</p> <p>第6条第1項、第11条第3項について、技術基準規則に変更又は追加があった条項であるため、太枠線囲み青色に補正にて変更する。</p> <p>他の条項については確認を行った結果、変更または追加のあった条項がないことを確認した。</p>	—

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料
8-29	<p>P953 添2表1-1</p> <p>本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果(建物・構築物) : 表の凡例の最下行で、太枠線内は新規制基準において技術基準規則の変更または追加があった条項と説明しているが、第6条第1項の設計番号6.1-B1、6.1-F1が太枠となっていない。耐震設計のインプットとなる地震力の割り増し係数が新規制基準で変更になっているので表を修正すること。既設の設備の耐震設計について認可対象として申請漏れがないようにすること。</p>	<p>第2加工棟の適合性確認結果について、第6条第1項は地震力の割り増し係数が新規制基準で変更となっているため、補正にて表を変更する。加えて、他の建物・構築物、設備・機器の同条項についても修正する。</p>	—
8-30	<p>P953 添2表1-1</p> <p>本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果(建物・構築物) : 火災による損傷の防止の設計番号11.3-B1、11.3-B2、11.3-B3、F3についても、火災区域の設計が追加となっているので、工事の有無にかかわらず設工認申請の対象となることわかるように表を修正すること。</p>	<p>第2加工棟の適合性確認結果について、第11条第3項は新規制基準で変更となっているため、補正にて表を変更する。加えて、他の建物・構築物、設備・機器の同条項についても修正する。</p>	—

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料
8-31	<p>新規制基準で設計のインプットが変更となっているものについては、設工認の対象として、仕様表、図面、基本方針書等に記載漏れがないか再確認すること。また、前半最後の申請で申請漏れがないことを説明できるよう管理すること。令和2年9月30日付け原子力規制委員会の資料3を参考に、設工認の申請には反映すること。</p>	<p>第2加工棟の工事を行う部位については、これまでの補正申請にて位置、構造・強度、機能・性能を明確化している。(第1回補正)</p> <p>工事を行わない既設の部位のうち、設計のインプットが変更となった部位について、位置、構造・強度、機能・性能の仕様表、図面への記載が不足していたものがあつた。</p> <p>具体的には溢水による損傷の防止に係る設計仕様として、改造を伴わない地下貯槽ピットや建具（扉等）の設計仕様について、地下貯槽ピットの容量、連通管の位置、直径、堰として考慮している既設の床面の段差等の位置、構造・強度、機能・性能及び制限値に係る仕様の記載が不十分であるため、次回補正にて追記する。</p> <p>溢水による損傷の防止に関するもの以外の以下に示す項目について、変更となった設計のインプットに対する既設部位の設計仕様が仕様表（別表含む）、図面、基本方針書（必要な場合）に漏れなく記載されていることを確認した。</p> <p>既設でインプットの変更（□囲み）があつたが、工事を伴わないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地盤（基礎：地震力の強化） ②地震（強度部材で補強しない部分：地震力の強化） ③竜巻（竜巻防護境界の竜巻対策工事しない部分：竜巻ガイド（新規）） ④落雷（避雷針：新規） ⑤火山活動・積雪（屋根：新規） ⑥不法侵入（建物外壁、外周部の鉄扉：新規） ⑦火災（火災対策工事をしない部分：火災ガイド（新規）） ⑧安全避難通路（避難通路、非常用照明、誘導灯） ⑨警報設備（火災感知設備） ⑩非常用電源設備（バッテリーを内蔵、非常用発電機に接続） ⑪通信連絡設備（放送設備、電話機） 	—

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料
8-32	新規制基準で設計のインプットに変更がなく、工事も行わない設計については、仕様表に既認可の設計内容を記載し、添付書類において当該安全機能に係る技術基準への適合説明に代えて、既認可の申請書にトレース可能な認可番号を記載すること。	第2加工棟の仕様のうち、核燃料物質の臨界防止、閉じ込めの機能、核燃料物質等による汚染の防止、換気設備の条項に係るものが新規制基準で設計のインプットに変更がなく工事も行わない設計である。第2加工棟の仕様表に既認可の設計内容を記載し、添付書類2において技術基準への適合性を説明している。本申請書には、既認可の申請書では記載が十分でなかった箇所を含めて認可を受けようとする範囲の設計仕様をすべて記載し説明しているため、適合性の説明に代えて既認可の申請書にトレース可能な認可番号のみを記載することはしていない。 第2加工棟以外の施設の仕様についても同様の考え方により整理しており、適合性の説明に代えて既認可の申請書にトレース可能な認可番号のみを記載するということはしていない。 ただし、核燃料物質の臨界防止の条項に係る単一ユニット、複数ユニットの設計については、適合性の説明に加えて、さらに既認可の申請書にトレース可能な認可番号を併せて記載している。	—
8-33	第2加工棟の地下ピットや建具（扉等）の設計仕様について、仕様表及び図表で、認可を受けようとする各部の主要寸法、構造・材料を明記すること。記載の程度は、地下ピットや建具に求められる安全機能に対する設計として必要なものは、漏れなく反映すること。例えば、溢水に関しては、ピット各部の寸法については、地下ピット内のタンクの容積を差し引いた部分の容積が、溢水の流入量に対して上回ることを説明するために必要な寸法を記載すること。	記載が不足していた第2加工棟の既設の地下貯槽ピットや建具（扉等）の設計仕様について、第3回補正にて、仕様表及び図表に各部の主要寸法、構造・材料を記載している。 但し、地下貯槽ピットについては、溢水の流入量に対して地下貯槽ピットの有効容積が上回ることを説明するため、貯槽の寸法も含めて必要な寸法を、次回補正にて追記する。	—
8-34	第4次設工認申請の仕様表に記載している設計について、第5次設工認で適正化をする必要があると考えているものについては、第4次申請の補正に反映したうえで認可を受けること。先行する申請で認可を受けた設計については、記載を変更しないこと。	第4次申請の第2加工棟の仕様表について、適正化する必要がある記載は第4次申請の段階で適切に補正し、第5次申請の段階では当該記載の変更がないようにする。 第4次申請の第2加工棟以外の仕様表についても同様に適正化する必要がある箇所の有無を確認し適切に補正する。	—
8-35	申請書本文の仕様表又は図面等に記載する設計仕様については、求められる安全機能に応じ、位置、構造・強度、機能・性能に係る仕様を具体的に記載すること。設計上の各種制限値については、その上限又は下限がわかるよう「〇〇以上」、「〇〇以下」と具体的に記載すること。	既設部位について、位置、構造・強度、機能・性能に係る仕様が不十分であったため、洗い出して、第3回補正に記載した。 但し、内部溢水に係る位置、構造・強度、機能・性能及び制限値に係る仕様の記載については、不十分であることから、次回補正にて追記する。 また、遮蔽においても、壁厚さの制限値は記載しているもののより明確にするために「以上」の記載を補正にて追記する。 なお、建築物の躯体寸法等においては、耐震以外の安全機能を確保するために必要な寸法（堰の高さ、臨界隔離に必要な壁・床厚さ、遮蔽で考慮している壁厚さ等）が求められる場合を除いて、日本建築学会の基準類による施工又は製作の許容差を判定基準とする旨を「建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法」の表に注意書きとして示している。	—

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料
8-36	液体状の核燃料物質を取り扱う設備機器からの漏えいの拡大を防止するための堰、溢水防護区画の堰については、溢水源が異なるので、それぞれについて堰の設計が技術基準に適合していることを説明すること。(次回以降申請予定の場合、その旨を明記するとともに、次回申請で既認可と不整合が生じていないことを説明すること。以下同じ。)	液体状の核燃料物質を取り扱う設備・機器からの漏えいの拡大を防止する堰、溢水防護区画外への流出を防止する堰について、技術基準第十条（閉じ込めの機能）、第十二条（加工施設内における溢水による損傷の防止）それぞれの要求事項に対する設計を書き分け、仕様表その他に必要な位置、構造・強度を補正にて記載する。 液体状の核燃料物質を取り扱う設備・機器及びその周辺部に設置する堰については第5次申請にて適合性を確認する旨、補正にて記載する。	—
8-37	震度5弱相当の地震時に第2加工棟への給水ポンプを自動停止するインターロックについては、認可を受けようとする設計上の加速度についても記載(併記)すること。	送水ポンプ自動停止機構及び可燃性ガスの緊急遮断弁の閉止に使用する感震計は、測定した加速度を基に、気象庁震度階級表（気象庁告示第四号）に定める計算方法により計測震度を求め、同告示に定める震度階級5弱に対応する計測震度（4.5以上5未満）を検知した場合に作動する設定としている。計測震度は、加速度の大きさや方向のほか、揺れの周期や継続時間を考慮して算出されるものであり、一定の加速度として表現することは難しい。第5次設工認で説明する。	—